

名証一斉連絡



名古屋証券取引所

2026 年 9 月 16 日

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ

下記のとおり、上場廃止を決定し、整理銘柄に指定することとしましたので、お知らせします。

記

1. 上場廃止及び整理銘柄指定

(1) 銘柄 株式会社エスポア 株式
(コード：3260、市場区分：ネクスト市場)

(2) 整理銘柄 2026 年 9 月 16 日（水）から 2026 年 10 月 16 日（金）まで
指定期間

上場廃止日 2026 年 10 月 17 日（土）
(注) 速やかに上場廃止すべき事情が発生した場合は、上記整理銘柄指定期間及び上場廃止日を変更することがあります。

理由 (関連条項) 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書等において「意見の表明をしない」等の旨が記載された場合であって、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当取引所が認める場合に該当するため
(有価証券上場規程第 601 条第 8 号)

(3) 理由の詳細 株式会社エスポア（以下「同社」という。）は、上場廃止基準に規定する 2 期連続での債務超過となるか否かの判定対象となる 2026 年 2 月期の期末月に不動産コンサルティング等の役務提供に関する収益認識取引 3 件を計上しましたが、当時の会計監査人よりその実在性を検証するために求められた役務提供の事実についての心証を形成することができない証拠の提示等が行われなかったことから、2026 年 5 月 28 日に「意見の表明をしない」旨が記載された監査報告書を添付した 2026 年 2 月期有価証券報告書の提出を行いました。

同社は、当該収益認識取引の事実関係の調査等のため、同年 6 月 11 日に第三者委員会を設置しましたが、その後、調査を一時中断し、同年 7 月 10 日、委員構成を見直したうえで調査を再開しました。結果として、同年 2 月 28 日時点における上場廃止基準への抵触の有無について 4 か月以上が経過してもなお確認ができない状態が継続することとなるところ、当取引所としては、同社における適正な 2026 年 2 月期決算内容が速やかに開示されない場合には、上場継続の可否に関わる投資判断上極め

て重要な連結財務諸表の信頼性が確保されない状態が長期に亘ることとなり、かつ、当取引所の上場廃止基準の適切な適用を妨げかねないものと判断し、直ちに上場を廃止しなければ市場の秩序を維持することが困難であると当取引所が認める場合に該当するおそれがあると認められることから、同年7月10日、同社株式を監理銘柄（審査中）に指定いたしました。

その後、本日、同社は、第三者委員会より受領した調査報告書を開示しましたが、当該調査報告書によると、社外協力者の主導による取引の実在性を伴わない収益計上1件及び同社代表者の関与による利益の前倒し計上1件がなされていたこと、同社が会計監査人による監査証拠の入手を妨げたことにより意見不表明の監査報告書が提出される事態となったこと、第三者委員会に対して虚偽の説明や証拠の隠蔽行為等を行ったことなどが明らかになりました。また、当該調査報告書の内容から、同社の調査対応に起因して調査報告書の受領が二度に亘って延期となったこと、当取引所の照会に対しても虚偽の報告がなされていたことが認められました。このように、2026年2月期末から半年以上経過してもなお、2026年2月期決算内容の適正化が図られない状況が依然として継続されていることが認められます。

当取引所としては、同社が上場継続の可否に関わる投資者の投資判断上極めて重要な財務情報を長期に亘って不確実な状況に置いたうえに、その状態が速やかに解消される見込みもなく、かつ、これら同社の一連の対応が当取引所の上場廃止基準の適切な適用を妨げているものと判断し、同社株式の上場を維持すれば当取引所の金融商品市場に対する投資者の信頼を著しく毀損すると認められることから、同社株式の上場廃止を決定し、整理銘柄に指定することにしました。

2. 代用有価証券の取扱いについて

同社株式は、2026年9月17日（木）以降、次の各代用有価証券から除外されます。

- ・ 信用取引及び発行日取引の委託保証金
- ・ 発行日取引の売買証拠金

以 上